



2保総第 3211号
令和3年 3月 1日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長代理
福岡県知事職務代理 福岡県副知事 服部 誠太郎

新型コロナウイルス感染症対策に係る
3月1日以降における催物の開催制限等について

令和3年3月1日以降の催物（イベント等）の開催制限等について、内閣官房より令和3年2月26日付け事務連絡（以下「事務連絡」という。）によって方針が示されました。本県においては、令和3年2月28日をもって緊急事態措置を終了することとなったため、事務連絡1.（2）①～④の取扱いとします。

あわせて、事務連絡の内容を別添のとおり整理したので、参考までに送付します。

また、県主催イベント及び県有施設の対応については、令和3年2月26日に開催した第25回福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料2の3（6）のとおりとします。

なお、県有施設におけるイベントについて、主催者が令和3年4月11日までに実施予定であったイベントを新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に中止等の決定を行った場合は、キャンセル料は徴収せず、既に納付されている施設利用料は全額還付を行うこととしましたので、あわせてお知らせします。

【問合せ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（まん延防止班）

電話番号：092-643-3342

ファックス：092-643-3698